

ベトナム弁護士職務倫理規程集（改訂）¹

前書き	3
第1章 総則	4
規則1 弁護士の使命	4
規則2 独立，誠実，客観的事実の尊重	4
規則3 名誉・威信の維持及び弁護士の伝統の発揮	4
規則4 公共活動への参加	4
第2章 依頼者との関係	5
第1節 基本原則	5
規則5 依頼者の合法的権利・利益の最善の保護	5
規則6 依頼者の尊重	5
規則7 秘密情報の保持	5
規則8 報酬	5
規則9 依頼者との関係において弁護士が行い得ない行為	6
第2節 事件の受任	6
規則10 依頼者からの事件受任	7
規則11 弁護士が依頼者の事件受任を拒否しなければならない場合	7
第3節 事件の処理	8
規則12 依頼者の事件処理	8
規則13 依頼者の事件処理の継続の拒否	8
規則14 弁護士が法律サービス契約の履行を一方的に終了する際の解決	9
規則15 利益相反	9
第4節 事件の終了	10
規則16 事件処理結果の通知	10
第3章 他の弁護士との関係	10
規則17 他の弁護士への情	10
規則18 他の弁護士の尊重と協働	10
規則19 職業競争	11
規則20 他の弁護士と権利・利益の紛争がある時の対応	11
規則21 他の弁護士との関係で弁護士が行い得ない行為	11
規則22 弁護士営業組織における弁護士の振る舞い	12
規則23 個人資格で業務を行う弁護士の振る舞い	13

¹ 翻訳にあたり、旧規程となる「ベトナム弁護士職務倫理規程」や日本弁護士連合会「弁護士職務基本規程」の表現を適宜参照した。旧規定の翻訳は「JICAベトナム六法」で検索。

<https://www.jica.go.jp/project/vietnam/021/legal/>

規則 24	弁護士実務修習生との関係	13
規則 25	弁護士と弁護士の社会・職業組織との関係	13
第 4 章	訴訟進行機関・訴訟進行人との関係	14
規則 26	訴訟参加における一般原則	14
規則 27	公判期日における振る舞い	14
規則 28	訴訟進行機関，訴訟進行人との関係において弁護士が行い得ない行為	14
第 5 章	他の国家機関・組織・個人との関係	14
規則 29	他の国家機関との関係における弁護士の振る舞い	14
規則 30	他の組織・個人との関係における振る舞い	15
第 6 章	他の規則	15
規則 31	情報，通信	15
規則 32	広告	15

ベトナム弁護士職務倫理規程集²

(2019年12月13日全国弁護士評議会決定第201/QĐ-HDLSTQ号に添付し発行)

前書き

ベトナムにおける弁護士業³は、高貴な職業の一つである。なぜなら、弁護士業の活動は、正義の保護⁴、独立、主権及び領土の完全性の保護に貢献する目的を有し、また、民が豊かで、国が強く、民主的で、公平で、文明的な社会⁵のため、経済社会の発展に貢献する目的を有しているからである。

職業の専門性及び倫理は弁護士業の基本的基盤である。弁護士は、職務⁶、生活及び社会的関係において、専門性・技能を自ら向上させること、法令の尊重・執行の鑑（かがみ）としてあること、職務倫理規程の自覚的な遵守を本分とする⁷。

職業倫理及び振る舞いの標準規定である弁護士職務倫理規程集は、弁護士の職業倫理及び責任内容⁸を示す尺度である。それぞれの弁護士は、弁護士業の威信・名声を維持し、社会の称賛に値するよう、この弁護士職務倫理規程集を、その振る舞い・研鑽⁹・鍛錬の手本としなければならない。¹⁰

² ベトナム語は「BỘ (集) Quy tắc (【規則】⇒規程) Đạo đức (【道徳】⇒道徳⇒倫理) và (及び) Ứng xử (【応処】⇒状況に応じて対処する) nghề nghiệp (【藝業】⇒職業) luật sư (【律師】⇒弁護士) Việt Nam」である。直訳すると「ベトナム弁護士業の倫理及び適切対応規程集」となる。改訂前においても同ベトナム語表記を「ベトナム弁護士職務倫理規程」と訳出していたことから、これにならって表記した。なお、改訂版では「BỘ (集)」という表現が追記された。そのため改定版の日本語訳は「ベトナム弁護士職務倫理規程集」としている。

【】内の漢字表記は「詳解ベトナム語辞典」(川本邦衛, (株)大修館書店, 2011年8月)の漢語表記を記載した(漢語表記がないものもある。。「⇒」は同辞典記載のもので文脈に適合したもの監修者が選択したことを意味し(⇒)の記載がない場合も同様)、「⇒」は監修者が文脈や過去の訳語例を参考に訳出したことを意味している。

³ 「弁護士業」と訳出したベトナム語は「nghề (職) luật sư (【律師】⇒弁護士)」である。「弁護士職」と訳されている場合もある。

⁴ この第一段落は、改訂前のバージョンからはほぼ変更はない。なお、訳出については、「保護」の部分は改訂前バージョンでは「防衛」と訳されていたが、文脈から判断し「保護」とした。ベトナム語は「bảo vệ」である。

⁵ 「民が豊かで、国が強く、民主的で、公平で、文明的な社会」という訳出は、「ベトナムの基礎知識」(古田元夫, (株)めこん, 2017年12月10日)197頁を参照した。著者によれば、この表現は「ベトナム共産党が『社会主義志向』の中身を示すスローガンとして、94年から使用」しているものとのことである。

⁶ 「職務」と訳したベトナム語は「hoạt động (【活動】) hành nghề (専門的職業)」である。

⁷ 第二段落は改訂前バージョンから変更はない。訳出については一部修正している。なお「道徳」にあたるベトナム語「đạo đức」は弁護士が主体のときは「倫理」に統一した。

⁸ 「内容」と訳出したベトナム語は「phẩm chất 【品質】⇒性質」である。

⁹ 「研鑽」としたベトナム語は「tu dưỡng 【修養】」, 「鍛錬」としたベトナム語は「rèn luyện」である。

¹⁰ 第三段落は改訂前バージョンからほとんど変更はない。訳出については一部修正している。

第1章 総則

規則1 弁護士の実命

弁護士は、人権擁護、市民権¹¹、個人・組織・機関の合法的権利・利益の保護、司法の独立の保護、正義、公平の保護、経済社会開発及びベトナム社会主義法治国家の建設への貢献という使命を有する。

規則2 独立、誠実¹²、客観的事実の尊重

弁護士は、独立かつ誠実で、客観的事実を尊重しなければならない、法令¹³及び職業倫理に反する物質的・精神的利益又はその他如何なる圧力にも依存してはならない。

規則3 名誉・威信の維持及び弁護士の伝統の発揮¹⁴

- 3.1. 弁護士は、自らの名誉・威信の擁護¹⁵と同様に、弁護士業界¹⁶の名誉・威信を尊重・擁護し；弁護士及び弁護士業に対する依頼者¹⁷・公共社会¹⁸の信頼を構築・強化・維持する。
- 3.2. 弁護士は、弁護士業の善良な伝統を發揮させ、常に研鑽¹⁹して専門性を向上させ、職業の品位及び威信を維持する義務を負い；職務²⁰及び生活において、弁護士及び弁護士業に対する社会の信頼・尊重に値する標準的な振舞い²¹・文化を有する。

規則4 公共活動への参加

- 4.1. 弁護士は、弁護士業に適合する公共社会共通の利益のための活動について、常に万全の準備をし且つ積極的に参加する。

¹¹ 「市民権」としたベトナム語は「quyền (【権】) công dân (【公民】)」である。「公民権」と訳されることがある。

¹² 「誠実」と訳したベトナム語は「trung thực 【忠直】⇨誠実」である。

¹³ 「法令」と訳したベトナム語は「pháp luật (【法律】⇨法令)」である。

¹⁴ 「発揮」と訳したベトナム語は「phát huy 【發揮】」である。

¹⁵ 「擁護」と訳したベトナム語は「bảo vệ 【保衛】」である。

¹⁶ 「弁護士業界」と訳したベトナム語は「đội ngũ 【隊伍】 luật sư」である。

¹⁷ 「依頼者」と訳したベトナム語は「khách hàng 【客・行】」である。

¹⁸ 「公共社会」と訳したベトナム語は「cộng đồng (【共同】⇨公共) xã hội (【社会】)」である。

¹⁹ 「研鑽」と訳したベトナム語は「học tập 【学習】」である。

²⁰ 「職務」と訳出したベトナム語は「hành nghề (専門的職業)」である。文脈や越語の組み合わせに応じて、「職務」や「実務」と訳出している。

²¹ 「適切な振舞い」と訳したベトナム語は「thái độ (【態度】) ứng xử (【応処】⇨状況に応じて対処する) đúng mực (折り目ただしく・品行方正な⇨適切な)」である。

4.2. 弁護士は、報酬を受領する事件²²の場合と同様に、真摯²³かつ公平に、職業上の責任をもって、法律扶助²⁴を実施する。

第2章 依頼者との関係

第1節 基本原則

規則5 依頼者の合法的権利・利益の最善の保護²⁵

弁護士は、ベトナムの法令及び弁護士職務倫理規程集に基づき、依頼者の合法的権利・利益の最善の保護を図るため、職務に対し真摯²⁶であり、能力を発揮し、専門的知識・職業上のスキル・合法的方法を活用する義務を負う。

規則6 依頼者の尊重

弁護士は、依頼者の合法的依頼に基づき法的サービスの提供を実現し、依頼者の合法的権利・利益及び選択を尊重する。

規則7 秘密情報の保持²⁷

- 7.1. 弁護士は、法的サービス提供時、及び当該サービス終了後、依頼者の同意がある場合又は法令の規定に基づく場合を除き、依頼者の秘密情報を保持する義務を負う。
- 7.2. 弁護士は、関係する他の弁護士及び自己営業組織の職員に対し、彼らが知っている秘密情報を漏えいしないよう誓約²⁸することを要求する責任を負い、且つ漏えいした場合、法令上の責任を負わなければならないことを明確に説明する責任を負う。

規則8 報酬

弁護士は、依頼者に対し、報酬計算根拠・報酬精算方法に関する法令の規定を説明し；依頼者に対し、報酬額・費用を明確に通知し、報酬額・費用を法律サービス契約に記載しなければならない。

²² 「報酬を受領する事件」と訳したベトナム語は「vụ việc (公の仕事⇨事件) có nhận (受領) thù lao (【酬勞】⇨報酬)」である。

²³ 「真摯」と訳したベトナム語は「tận tâm (【尽心】⇨真摯)」である。

²⁴ 「法律扶助」と訳したベトナム語は「trợ giúp (政府による資金援助) pháp lý (【法理】⇨法律)」である。ちなみにベトナムの「法律扶助法」はベトナム語で「LUẬT TRỢ GIÚP PHÁP LÝ」(Law on Legal Aid)である。

²⁵ 「最善の保護」と訳したベトナム語は「bảo vệ (保護) tốt (良い) nhất (一番の)」である。

²⁶ 「職務に対し真摯」と訳したベトナム語は「tận tâm (【尽心】⇨真摯) với (対して) công việc (業務/仕事⇨職務)」である。

²⁷ 弁護士法 25 条参照。

²⁸ 「誓約」と訳したベトナム語は「cam kết 【甘結】」である。

規則 9 依頼者との関係において弁護士が行い得ない行為²⁹³⁰

- 9.1. 弁護士が、依頼者の金銭・財産を、弁護士と依頼者の合意に反して受領すること、自分のものにする³¹、使用すること；
- 9.2. 弁護士又は弁護士の「父親、母親、妻、夫、兄、弟、姉、妹」に対し、財産又はその他の利益を贈与するよう、依頼者に示唆し、そのような条件を付けること；
- 9.3. 依頼者の利益に損害を与える職務を実施し又は実施しないため、第三者のから金銭又はその他あらゆる利益を受領すること；
- 9.4. 合意した報酬額を増額させ、又は依頼者からその他の利益を得ることを目的として圧力をかけるために、依頼者にとって不都合な状況、事実と異なる不十分な情報、又は不利益な情報を作成³²、又は利用すること；
- 9.5. 弁護士が受任した事件から知り得た情報を、不適切な利益を得ることを謀って³³利用すること；
- 9.6. 職務の効果について依頼者に信じさせる、又はその他の不合法的な目的のため、訴訟進行機関、訴訟進行人、又はその他の権限³⁴のある個人・機関・組織と弁護士との個人的な関係を、依頼者に知らせるため直接通知する、又は暗示的な言葉・行為を使うこと；
- 9.7. 契約を締結する依頼者の信頼を作成³⁵するため、依頼者に対し、自らの能力及び専門レベルについて、誤った情報を故意に提示³⁶すること；
- 9.8. 弁護士の能力や処理³⁷条件を超える内容について、職務結果の保証を約束³⁸・誓約する³⁹こと；
- 9.9. 依頼者との男女の不正な情愛関係⁴⁰のため、職務を利用すること；
- 9.10. 違法な利益を謀るため、職務⁴¹において弁護士の名称以外の他の肩書⁴²を濫用⁴³すること

第 2 節 事件の受任

²⁹ 「行為」と訳したベトナム語は「việc」である。通常、「業務」「仕事」と訳すが、本条の内容から「行為」と訳出した。

³⁰ 弁護士法 9 条参照。

³¹ 「自分のものにする」と訳したベトナム語は「chiếm【占】 giữ」である。

³² 「作出」と訳したベトナム語は「tạo【造】 ra（動詞に後置して物事があらわれる意味を付加する）」である。

³³ 「謀って」と訳したベトナム語は「mưu cầu【謀求】」である。

³⁴ 「権限」と訳出したベトナム語は「thẩm quyền（【審権】⇒役務上の権限、職権）」である。

³⁵ 「作出」と訳したベトナム語は「tạo【造】」である。

³⁶ 「提示」と訳したベトナム語は「đưa ra」である。

³⁷ 「処理」と訳したベトナム語は「thực hiện【実現】*「実」は漢越語体では表記できないので「実」を当てはめている。」である。通常、「実行」「実践」と訳すが、事件処理の文脈では「処理」と訳出した。

³⁸ 「約束」と訳したベトナム語は「hứa hẹn」である。

³⁹ 「誓約」と訳したベトナム語は「cam kết【甘結】」である。

⁴⁰ 「男女の情愛関係」と訳したベトナム語は「quan hệ【関係】 tình cảm【情感】⇒情愛 nam nữ（男女）」である。

⁴¹ 「職務」と訳したベトナム語は「hoạt động【活動】 hành nghề（専門的職業）」である。

⁴² 「肩書」と訳したベトナム語は「chức【職】 danh【名】」である。

⁴³ 「濫用」と訳したベトナム語は「Lạm dụng（【濫用】⇒悪用）」である。

規則 10 依頼者からの事件受任

- 10.1. 弁護士は、依頼者から事件受任を依頼されたとき、その諾否について、依頼者が知ることができるよう、速やかに返事をしなければならない。
- 10.2. 弁護士は、事件受任の際、依頼者の性別・民族・宗教・国籍・年齢・健康・障害・財産状態によって、取り扱いを差別してはならない⁴⁴。依頼者が無料の法律扶助の対象者であることを知っている場合、弁護士は、依頼者が知ることができるよう（そのことを）⁴⁵通知する。
- 10.3. 弁護士は、自らの条件・専門能力に応じた事件のみを受任し、且つ依頼者の合法的依頼の範囲内で事件を処理する。
- 10.4. 弁護士は、依頼者に対し、弁護士との関係において依頼者の権利義務及び責任；依頼者の依頼の合法性；法的サービスの実施に当たり、予測可能なデメリット・メリット⁴⁶；弁護士に対する依頼者の不服申立権及び不服申立の解決手続、（これらについて）⁴⁷依頼者がわかるよう説明する義務を負う。
- 10.5. 依頼者から事件を受任するとき、弁護士は、法令にその他の規定がない限り、法律サービス契約を締結しなければならない。法律サービス契約には、依頼者の依頼内容、報酬額を明確に確定しなければならない。その他の主要な内容は、法令の規定に基づき、法律サービス契約に含めなければならない。

規則 11 弁護士が依頼者の事件受任を拒否しなければならない場合

- 11.1. 依頼者が他人を通じて弁護士を依頼するが、当該他人が、依頼者の合法的権利・利益に影響を及ぼす不正な利益を謀って、依頼者の代理人資格を利用する⁴⁸ことを、弁護士が明確に認識⁴⁹している場合
- 11.2. 依頼者が弁護士の法的サービスを要請するが、依頼者が、法令の禁止条項に反する目的のために同サービスを利用する意図を持っていること、又は依頼者が自ら希望しないが、他人の要求に従っている⁵⁰ことを、弁護士が明確に認識している場合

⁴⁴ 「取り扱いを差別」と訳したベトナム語は「phân biệt（【分別】⇒差別） đối xử（【対処】⇒遇する）」

⁴⁵ （ ）内の文言は監修者が文意を補足するために加筆した。

⁴⁶ 「予測可能なデメリット・メリット」と訳したベトナム語は「khó khăn（⇒困難）， thuận（【順利】⇒順調に、有利に） có thể（できる） lường（予想する） trước（前もって） được（される）」

⁴⁷ （ ）内の文言は監修者が文意を補足するために加筆した。

⁴⁸ 「当該他人が、依頼者の合法的権利・利益に影響を及ぼす不正な利益を謀って、依頼者の代理人資格を悪用する」のベトナム語は「người này（当該他人） có biểu hiện lợi dụng（利用する） tư cách【資格】 đại diện（【代面】⇒代理） cho khách hàng（依頼者の） để mưu cầu（謀って） lợi ích không chính（不正な利益） đáng làm ảnh hưởng đến（【影響】）（～に悪影響を及ぼす） quyền lợi hợp pháp của khách hàng（依頼者の合法的権利・利益）」である。

⁴⁹ 「明確に認識している」と訳したベトナム語は「biết rõ」である。

⁵⁰ 「依頼者が自ら希望しないが、他人の要求に従っている」のベトナム語は「khách hàng（依頼者） không tự nguyện（【自願】）（志願しない） mà（しかし） bị phụ thuộc（【附属】）（従属させられている） theo yêu cầu của người khác（他人の要求に基づき）」である。

- 11.3. 依頼者が偽造の証拠を提供⁵¹した，又は依頼者の依頼が道徳⁵²に反し，法令の禁止条項に反することを確定する明確な根拠がある場合
- 11.4. 依頼者からの事件が，規則 15 の規定に基づき，利益相反⁵³している場合

第3節 事件の処理

規則 12 依頼者の事件処理

- 12.1. 弁護士は，自ら主導し⁵⁴積極的に依頼者の事件を解決し，事件解決の進捗状況を依頼者が理解できるように通知する。
- 12.2. 法令の規定又は依頼者との合意に基づき，弁護士は，依頼者が弁護士に引き渡した資料・記録を受領し，かつ保管・保持⁵⁵する責任を負う。
- 12.3. 事件を処理するとき，弁護士は適切な態度で振る舞い⁵⁶，依頼者との紛争の発生を回避しなければならない。仮に，依頼者と弁護士の間で意見が一致せず⁵⁷，又は依頼者の不服申立がある場合には，弁護士は適切な態度で臨み，依頼者を尊重し，自ら主導して依頼者と協議・和解すべきである。
- 12.4. 一つの事件を共同で処理している場合に，複数の弁護士の内部で意見の不統一があり，依頼者に不利益をもたらす場合，弁護士は，依頼者が選択権を行使するように（その旨を）⁵⁸通知しなければならない。

規則 13 依頼者の事件処理の継続の拒否

- 13.1. 弁護士は，以下の場合，事件処理の継続を拒否できる。
- 13.1.1. 依頼者が新たな依頼を提示したが，その依頼が弁護士業の範囲に属さない，又は道徳・法令に反する場合
- 13.1.2. 弁護士が分析・説得を試みたにもかかわらず，依頼者が，弁護士によって提示された，合法的かつ道徳に適合する事件解決の諮問意見⁵⁹を受け入れない場合
- 13.1.3. 依頼者が法律サービス契約上の約束に違反したが，当事者がその解決に合意できない，又は弁護士と依頼者の関係が弁護士の過失によらず損なわれた場合
- 13.1.4. 弁護士に対し，法令及び職業倫理違反を強制する，依頼者又は他人からの脅迫又は物質的・精神的圧力がある場合
- 13.1.5. 依頼者が，弁護士を騙したことを確定できる根拠がある場合

⁵¹ 「提供」と訳したベトナム語は「cung cấp【供給】⇒供与」である。

⁵² ここでは依頼者が主体であることから，「đạo đức」を「倫理」ではなく「道徳」と訳した。

⁵³ 「利益相反」と訳したベトナム語は「xung đột【衝突】 về (について) lợi ích (利益)」である。

⁵⁴ 「自ら主導し」と訳したベトナム語は「chủ động【主動】⇒主導的な」である。

⁵⁵ 「保管・保持」と訳したベトナム語は「bảo quản【保管】，giữ gìn (保持する)」である。

⁵⁶ 「適切な態度で振る舞い」と訳したベトナム語は「thái độ【態度】 ứng xử (【応処】⇔適切対応) phù hợp【符合】」である。

⁵⁷ 「意見が一致せず」と訳したベトナム語は「bất đồng【不同】」である。

⁵⁸ () 内の文言は監修者が文意を補足するために加筆した。

⁵⁹ 「諮問意見」と訳したベトナム語は「ý kiến【意見】 tư vấn【諮問】⇒諮問⇔コンサルティング」である。

- 13.2. 弁護士は、以下の場合に、事件処理の継続を拒否しなければならない。
- 13.2.1. 依頼者が、法令禁止条項に違反する行為、道徳に反する行為を行うために、弁護士の法的サービスを利用したことを確定できる根拠がある場合
 - 13.2.2. 規則 11 の規定に該当する⁶⁰事件が露見した場合
 - 13.2.3. 法令の規定又は不可抗力により拒否しなければならない各場合

規則 14 弁護士が法律サービス契約の履行を一方的に終了する際の解決

規則 13 に基づき、法律サービスの履行を一方的に終了するとき、弁護士は、依頼者に対し尊重の態度で臨み、依頼者が他の弁護士を探せるよう⁶¹合理的期限内に書面により通知し、同時に、締結した法律サービス契約の終了に関連する問題を迅速に解決しなければならない。

規則 15 利益相反

- 15.1. 利益相反とは、現在の依頼者・旧依頼者・第三者に対する弁護士の権利・利益、弁護士の義務への影響により、弁護士による依頼者の合法的権利・利益の最善保護義務、依頼者の秘密情報保持義務の履行にあたって、（その履行が）⁶²制限される又は制限される可能性がある状況を惹き起こす場合をいう。
- 弁護士は、法令又はこの規程に基づき許可される場合を除き、利益相反が生じた場合、事件を受任又は処理してはいけない。
- 15.2. 依頼者の事件を処理する過程において、弁護士は、自ら率先して利益相反の発生を回避すべきである。弁護士が意図せず⁶³発生した利益相反があることを発見した場合、弁護士は解決のため自ら率先して依頼者に直ちに通知すべきである。
- 15.3. 弁護士は、以下の利益相反の場合に、事件の受任又は継続処理を拒否しなければならない。
- 15.3.1. 依頼者らの権利が互いに相反する事件の場合
 - 15.3.2. 新しい依頼者が現在の依頼者と相反する権利を有する事件；弁護士が処理中の事件の現在の依頼者と、相反する権利を有する依頼者のその他の事件
 - 15.3.3. 同一の事件又は弁護士が旧依頼者のために処理した他の直接関連する事件において、新しい依頼者の権利が旧依頼者の権利と相反する場合

⁶⁰ 「該当する」と訳したベトナム語は「thuộc (【属】⇒属する) trường hợp 【場合】」である。

⁶¹ 「依頼者が他の弁護士を探せるよう」と訳したベトナム語は「khách hàng (依頼者) có (有する) điều kiện 【条件】 tìm (探す) luật sư (弁護士) khác (他の)」である。

⁶² () 内の文言は監修者が文意を補足するために加筆した。

⁶³ 「意図せず」と訳したベトナム語は「ngoài (外) ý muốn (願望)」である。

- 15.3.4. 依頼者が、弁護士又は弁護士の「父親、母親、妻又は夫、兄、弟、姉、妹」の権利と相反する権利を有する事件
- 15.3.5. 弁護士が訴訟進行人、国家機関の他の幹部・公務員、仲裁人、調停人の資格で、解決に参加した事件
- 15.3.6. 弁護士の依頼者と相反する権利を有し、法的サービスを提供している（当該）⁶⁴弁護士の「父親、母親、妻又は夫、兄、弟、姉、妹」による依頼者の事件
- 15.3.7. 弁護士において本規則 15.3 規定の依頼者の事件の受任又は処理が認められない場合、同じ弁護士営業組織の他の勤務弁護士は、本規則 15.3.4 及び規則 15.3.6 の場合を除き、当該事件を受任又は処理することは認められない。
- 15.4. 規則 15.3 に該当する場合、文書による依頼者の同意があれば、弁護士は事件を受任又は処理できる。ただし、次に掲げる場合を除く：
 - 15.4.1. 法令の規定に基づき禁止されている場合；
 - 15.4.2. 訴訟事件、非訟事件、行政不服申立事件、商事仲裁・調停手続きによる紛争解決事件；
 - 15.4.3. 規則 15.3.5 の規定の場合

第4節 事件の終了

規則 16 事件処理結果の通知

事件が終了したとき、弁護士は、依頼者が事件処理結果を知ることができるよう依頼者に通知し、且つ合意に基づき契約を精算しなければならない。

第3章 他の弁護士⁶⁵との関係

規則 17 他の弁護士への情⁶⁶

- 17.1. 弁護士の交渉・実務⁶⁷において、年齢、実務経験⁶⁸に関わらず、弁護士は、互いを尊重しなければならない。
- 17.2. 弁護士は、他の弁護士への情が実務の勝敗に影響を与えないようにする。

規則 18 他の弁護士の尊重と協働

⁶⁴ () 内の文言は監修者が文意を補足するために加筆した。

⁶⁵ ベトナム語は「QUAN HỆ VỚI ĐỒNG NGHIỆP」となっており、同業者との関係、という訳語となるが、その内容から表記のとおり訳出とした。

⁶⁶ ベトナム語は「Tình đồng nghiệp của luật sư」であり、「情」に当たるベトナム語は「Tình」である。

「Tình」には、情、思いやる心、情け、といった意味がある。

⁶⁷ 「実務」と訳出したベトナム語は「hành nghề（専門的職業）」である。

⁶⁸ 「実務経験」と訳出したベトナム語は「Thời gian hành nghề」（職業遂行時間）である。

- 18.1. 弁護士は、職務及び生活において、他の弁護士に対して尊重・協働・互助の意識を持ち、他の弁護士が誤ったことをするのを認識し、（またその間違ったことが）⁶⁹ 弁護士業の威信に影響するとき、適時に意見を提供する。
- 18.2. 複数の弁護士が、同一の事件において同一の依頼者の合法的権利・利益を保護する際に、異なる観点を持っている場合、弁護士は、矛盾が発生したり、他の弁護士への情及び依頼者の権利へ影響を及ぼさないよう、（各弁護士間で）⁷⁰ 協議⁷¹ しなくてはならない。

規則 19. 職業競争

弁護士は、他の弁護士の合法的権利・利益に影響を与える不健全な競争行為をしてはいけない。

規則 20. 他の弁護士と権利・利益⁷²の紛争がある時の対応

- 20.1. 他の弁護士と権利・利益の紛争があるときに、弁護士は、他の弁護士への情を維持しつつ交渉・和解すべきであり、他の弁護士との交渉・和解の結果がない場合のみ、他の弁護士について不服申立・訴訟提起を行う。
- 20.2. 他の弁護士に対して不服申立・訴訟提起を行う前に、弁護士は、和解のために、自身が所属している弁護士会の理事会、及び当該他の弁護士が所属している弁護士会の理事会が知るところとなるよう通知しなければならない。

規則 21 他の弁護士との関係で弁護士が行い得ない行為

- 21.1. 同業者を中傷し、同業者の名誉・人格⁷³・威信を毀損する発言や行為、又は圧力・脅威を生じさせる行為をすること。
- 21.2. 個人的利益を共に謀って⁷⁴、自らの依頼者と対立する権利・利益を持つ依頼者の弁護士と結託し提示をすること。
- 21.3. 事件の解決のため、自分の依頼者と対立する権利・利益を有する依頼者と個人的に接触・協議⁷⁵し、当該依頼者に弁護士が就いているのを知っているにもかかわらず、当該依頼者の権利・利益を保護している他の弁護士又は代理人弁護士に通知しないこと。
- 21.4. 他の弁護士を仲介として雇い費用を支払い、又は手数料⁷⁶を受け取るために依頼者を仲介すること。

⁶⁹ () 内の文言は監修者が文意を補足するために加筆した。

⁷⁰ () 内の文言は監修者が文意を補足するために加筆した。

⁷¹ 「協議」と訳出したベトナム語は「trao đổi」である。

⁷² 「権利・利益」と訳したベトナム語は「quyền lợi」である。

⁷³ 「人格」と訳したベトナム語は「nhân phẩm【人品】⇒人格」である。

⁷⁴ 「個人的利益を共に謀って」と訳したベトナム語は「đề cùng mưu cầu lợi ích cá nhân」である。

⁷⁵ 「協議」と訳出したベトナム語は「trao đổi」である。

⁷⁶ 「手数料」と訳出したベトナム語は「tiền【銭】hoa hồng（コミッション、口銭）」である。

- 21.5. 依頼者を奪う⁷⁷ために、以下のような行為を行うこと。
- 21.5.1. ある弁護士又は当該弁護士の弁護士営業組織の力量⁷⁸を、他の弁護士・弁護士営業組織との間で比較したり、当該弁護士が職務を行う場所⁷⁹をもって差別すること
- 21.5.2. 自ら事件を受任するため、他の弁護士を拒否し⁸⁰、又は当該弁護士を不服申立・告訴するよう依頼者にそそのかすこと
- 21.5.3. 直接、又は自らの職員、又は他人を使って、訴訟進行機関、拘置所、国家機関及び他の組織の本部の前で、依頼者を誘惑・誘導すること
- 21.6 弁護士と、師弟・上下・血統・親族関係のような付随関係を持つ他の弁護士をして強制したり、又はその弁護士を意図的に支配することで、当該弁護士の実務の独立性・客観性に影響を与えること⁸¹
- 21.7 職務の過程で、他の弁護士を孤立させるために、弁護士の中に派閥・グループを形成する行為をすること
- 21.8. 弁護士に関する法令、ベトナム弁護士連合会の定款、弁護士職務倫理規程集に反して活動する弁護士グループの連結・連名・設立を行うこと

規則 22 弁護士営業組織における弁護士の振る舞い⁸²

- 22.1. 弁護士は、弁護士営業組織における同僚弁護士・職員を尊重し、誠実に接する⁸³。
- 22.2. 弁護士営業組織における弁護士は、弁護士営業組織及びその職員が規則集を遵守することを保証するため、自らの権限⁸⁴・任務の範囲内で合理的な措置を講じ、弁護士営業組織における違反行為につき、以下の場合には個別責任又は連帯責任を負う。
- 22.2.1. 違反行為を要求した、又は発生した違反行為に同意していた場合
- 22.2.2. 違反行為が発生したことを知りながら、負の結果⁸⁵を回避又は軽減できらうちに克服措置を取らなかった場合

⁷⁷ 「奪う」と訳出したベトナム語は「giành giật」である。

⁷⁸ 「力量」と訳出したベトナム語は「năng lực【能力】 nghề nghiệp（専門的職業）」である。

⁷⁹ 「場所」と訳出したベトナム語は「vùng, miền」であり、それぞれ「地区」「地帯」等の訳が当てられるところ、文脈上、「場所」と訳出した。

⁸⁰ 「拘置所」と訳出したベトナム語は「trại tạm giam」である。

⁸¹ この規定のベトナム語は「Áp đặt hoặc cố tình chi phối làm ảnh hưởng đến tính độc lập, khách quan trong hành nghề của đồng nghiệp có quan hệ phụ thuộc với luật sư như quan hệ thầy - trò, cấp trên - cấp dưới, huyết thống, thân thuộc.」である。文言どおり訳すと、「師弟・上下・血統・親族関係のような、弁護士に付随する関係を有する他の弁護士の職務の独立性・客観性に影響を与える強制又は故意的支配。」となると考えられるが、文意を踏まえ本文のように訳した。

⁸² 「振る舞い」と訳出したベトナム語は「Ứng xử【応処】」である。

⁸³ 「誠実に接する」と訳出したベトナム語は「cư xử【居処】⇒人に接する) đúng mực（行儀良く）」である。

⁸⁴ 「権限」と訳出したベトナム語は「quyền hạn【権限】」である。

⁸⁵ 「負の結果」と訳出したベトナム語は「hậu quả【後果】」である。

規則 23 個人資格で業務を行う弁護士⁸⁶（日本語では以下「個人資格の弁護士」と言う。）の振る舞い

- 23.1. 個人資格の弁護士は、法令・弁護士職務倫理規程に違反して、機関・組織の内部要求・規定に支配されないようにする。
- 23.2. 担当業務⁸⁷の範囲内において、仮に機関・組織の幹部・職員が法令違反行為を準備又は実際に行っており、又は機関・組織の内規違反が機関・組織の利益に損害を与える可能性がある場合には、当該弁護士は、同人が違反行為を翻意する⁸⁸、又は止めるように説明し且つ意見を述べるべきである。

必要がある場合に、弁護士は、当該機関・組織に権限⁸⁹のある者に対し、違反行為を報告すべきである。

規則 24 弁護士実務修習生⁹⁰との関係

- 24.1. 指導弁護士は、弁護士実務修習生に対し、真摯かつ情熱的で責任感を持ち、尊重して接しなければならない。
- 24.2. 指導弁護士は、以下のことをしてはならない。
 - 24.2.1. 複数の弁護士修習生に対する取り扱いを差別すること
 - 24.2.2. 弁護士修習生から金銭・その他の利益を要求すること
 - 24.2.3. 指導弁護士資格を利用して個人的利益に資することを狙い、弁護士実務修習生に修習範囲に属さない業務をさせること
 - 24.2.4. ベトナム法令の規定及び弁護士連合会の規則に適合しないにもかかわらず、弁護士実務修習生が弁護士修習結果検査に参加できるように、弁護士実務修習日記・修習書類の記入内容を承認すること

規則 25 弁護士と弁護士の社会・職業組織⁹²との関係

- 25.1. 弁護士は、弁護士連合会・弁護士会の名誉・威信を尊重・擁護し、その定款・議決・決定・規則・規制・内規を執行する義務を負う。
- 25.2. 弁護士から弁護士会・弁護士連合会に寄せられたあらゆる意見は、誠実かつ客観的で建設的なものであり、弁護士の社会・職業組織及び弁護士業の発展への寄与が確保されていなければならない。

⁸⁶ 弁護士法 49 条以下。

⁸⁷ 「担当業務」と訳出したベトナム語は「công việc（業務／仕事） được（られる） phân công（【分工】⇒分担） phụ trách（【負責】⇒責任を負う）」である。

⁸⁸ 「翻意する」と訳出したベトナム語は「từ bỏ（放棄する、やめる） ý định（【意定】⇒するつもり）である。

⁸⁹ 「権限」と訳出したベトナム語は「thẩm quyền（【審権】⇒役務上の権限、職権）」である。

⁹⁰ 「弁護士実務修習生」と訳出したベトナム語は「người（人） tập sự【習事】 hành nghề（専門的職業） luật sư（弁護士）」である。

⁹¹ 弁護士法第 14 条以下参照。

⁹² 弁護士法 60 条以下参照。

第4章 訴訟進行機関・訴訟進行人との関係

規則 26 訴訟参加における一般規則

- 26.1. 弁護士は、訴訟進行機関との関係に関する規則及び規定を厳正に遵守しなければならない；弁護士が職務の際に接触した訴訟進行人に対し、協力的で丁寧かつ尊重の態度を持ち；法令の規定に基づき、訴訟に参加する際に、弁護士の権利及び義務を主導的かつ積極的に行行使する。
- 26.2. 弁護士は、訴訟進行人、権限のある他の機関・人と職務上の意見交換を行う必要がある時、正義・社会的公正の保護に寄与するため、弁護士業の独立性を維持しなければならない。

規則 27 公判期日における振る舞い

- 27.1. 弁護士は、公判の内規、法廷⁹³の内規を執行し、裁判長及び審理合議体の条件を遵守し、訴訟進行人、他の弁護士及びその他の訴訟参加人を尊重しなければならない；公判における争訟の際に適切な振る舞い⁹⁴を行わなければならない；公判での事件解決の進行又は秩序に影響を与えるような状況を処理する際、善意⁹⁵かつ協力的でなければならない。
- 27.2. 依頼者の合法的権利・利益の弁護・擁護の論拠として、弁護士は、客観的事実を尊重し、客観的で法令を正しく適用した事案解決に役立つ資料や法的証拠を提出しなければならない。
- 27.3. 訴訟の過程及び公判において、弁護士又は弁護士の依頼者に対する誤った行為、尊敬を欠く態度に対し、常に平静を保ち、妥当かつ合理的で、合法的な申立権や請求権を行使する。

規則 28 訴訟進行機関、訴訟進行人との関係において弁護士が行い得ない行為

- 28.1. 訴訟進行機関及び訴訟進行人の活動に悪い影響を与えるため、弁護士が受任⁹⁶又は受任していない事件と関連する問題について、事実と異なると明確に知っている事をマスメディア又は公共の場で発表すること
- 28.2. 訴訟に参加した際、勝手に退去することにより、消極的に反応すること
- 28.3. 法令の規定によれば厳禁とされる行為をすること

第5章 他の国家機関・組織・個人との関係

規則 29 他の国家機関との関係における弁護士の振る舞い

⁹³ 「法廷」と訳出したベトナム語は「phòng (【房】⇒室) xử án (【処案】⇒判決を下す。)」である。

⁹⁴ 「適切な振る舞い」と訳したベトナム語は「thái độ (【態度】) ứng xử (【応処】⇒状況に応じて対処する) đúng mực (折り目ただしく・品行方正な⇒適切な)」である。

⁹⁵ 「善意」と訳出したベトナム語は「thiện chí (【善志】⇒善意、良い行為を行おうとする心がけ) である。

⁹⁶ ここで「受任」と訳出したベトナム語は「đảm nhận (【担認】 = (義務・責任を) 引き受ける) である。

- 29.1. 訴訟外の代表，コンサルティング弁護士⁹⁷，依頼者のため他の法律サービスを実施するという身分で，他の国家機関と接触し職務を行う際，弁護士は，法令の規定，国家機関の内規・規則，及び本規則の第4章の規定を遵守しなければならない。
- 29.2. 他の国家機関との関係において，依頼者に対し業務を実施するため，弁護士は，礼儀正しく，尊重的な態度を有し，法令・倫理及び職業上の良心に反する連絡・仲介行為を断固拒否しなければならない。
- 29.3. 弁護士は，依頼者に対し，不服申立・告訴に関する法令の規定を説明し；依頼者が違法に不服申立・告訴することで，国家・国民の時間・金銭を無駄⁹⁸にし，社会安全秩序に関する国家管理に影響を及ぼすことを回避するよう提案する義務を負う。

規則 30 他の組織・個人との関係における振る舞い

他の組織・個人と接触し職務を行う際，弁護士は適切な振る舞いをし，当該組織・個人の威信及び合法的な利益に影響を及ぼす発言・行動をしてはならない。

第6章 他の規則

規則 31 情報，通信

- 31.1. 弁護士は，新聞マスメディアに情報を提供し，ソーシャルネットワークを使う時，誠実・正確・客観的でなければならない。
- 31.2. 弁護士は，個人的目的その他の動機，依頼者の合法的でない権利を擁護するため世論の形成を狙い，誤った事実を故意に反映させるために，新聞，マスメディア，ソーシャルネットワークを使用してはいけない；国家の安寧及び利益，公共の利益に影響を及ぼす発言をしてはいけない。
- 31.3. 弁護士は，他の弁護士を中傷・攻撃・排斥する又は他の弁護士との間の団結を分断・消失するために，新聞・マスメディア・公共の場で記事を書き，発言し，ソーシャルネットワークを使用してはいけない；弁護士・弁護士業・弁護士会・ベトナム弁護士連合会の名誉及び威信を害してはいけない。

規則 32 広告

- 32.1. 弁護士の職務に関する広告を行うとき，弁護士は，存在しない情報又は誤解させる情報を提供してはいけない。弁護士は，広告において弁護士の役務内容について誓約したときはその責任を負わなくてはならない。

⁹⁷ 「コンサルティング弁護士」と訳出したベトナム語は「luật sư tư vấn【諮問】」である。事務弁護士（ソリシター）と同様の位置づけと言えよう。ベトナムにおいて制度上，法廷弁護士と事務弁護士との明確な分類があるわけではない。

⁹⁸ 「無駄にし」と訳出したベトナム語は「gây (生じさせる) tốn kém (不経済)」である。

32.2. 弁護士は、弁護士界・弁護士業の名誉及び威信に影響を及ぼす広告をしてはならない。

全国弁護士評議会代表
会長

弁護士ド・ゴック・ティン